

いじめ防止基本方針

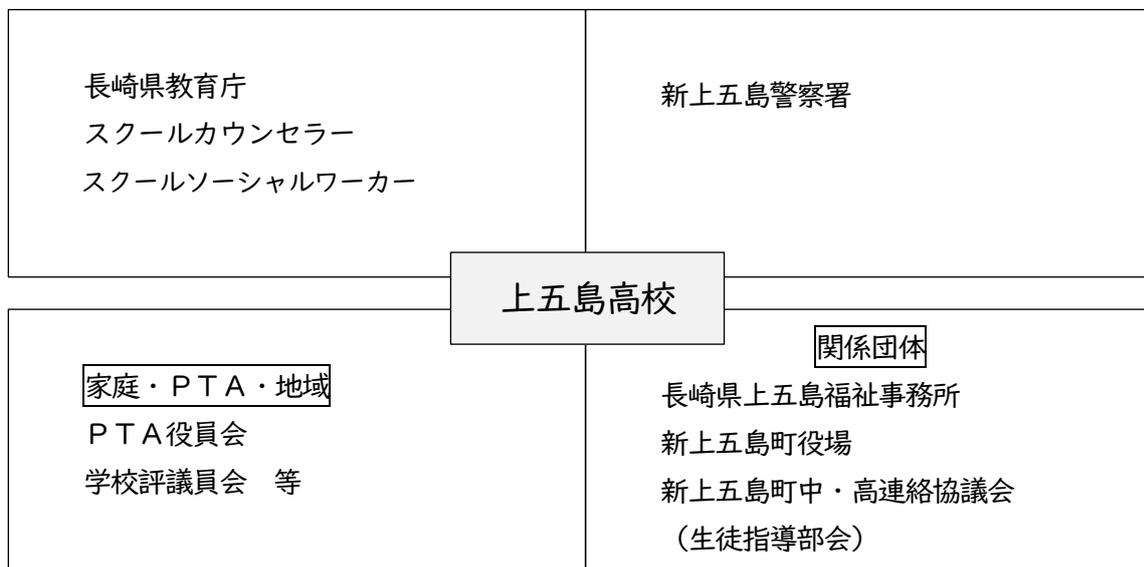
(1) 基本方針で目指す生徒像について

明るく活気に満ちた、節度ある学校生活のもとで、剛健な心身と豊かな情操を養い、常に人格の完成と自己の理想実現を目指して積極的に努力する人間。

(2) いじめ対策委員会、組織について

校長、教頭、生徒支援部主任、生徒支援部副主任、総務主任、当該学年主任、養護教諭、当該学級担任、外部委員等からなる、いじめ対策委員会を設置し、必要に応じて随時開催する。

(3) P T Aおよび関係機関等との連携について



(4) いじめの防止について

<教職員の取組計画>

- (1) 学年会、生徒支援部会、教育相談委員会等で、生徒一人ひとりの情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。
- (2) 教職員の教育相談スキル向上の研修を行う。
- (3) 学校だより、ホームページ等で学校の取り組みを保護者に知らせる。
- (4) 師弟同行の精神で教職員が積極的に行事や日常の活動に参加し、生徒と教職員との人間関係の円滑化を図る。
- (5) 情報モラルの指導（メディア安全推進委員等の講演）を実施して、スマートフォン等電子機器の適切な使い方を啓発する。
- (6) 島内の中学校・高等学校や関係機関との連携協力体制を整備し、情報交換を図る。
- (7) 学校として特に配慮が必要な生徒（障害のある生徒、海外から帰国するなど外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒など）や被災生徒（東日本大震災（原発事故を含む）をはじめとする震災、その他の風水害等の自然災害にあった生徒）への理解を深めるとともに気持ちに寄り添い、専門家の意見も踏まえて適切な支援を行う。

<生徒の取組計画>

- (1) 学級活動、班別活動の活性化により、人間関係の円滑化を図るとともに対人関係への苦手意識を軽減し、集団への適応能力を向上する。
- (2) 部活動に積極的に参加することにより、交友関係を通じてコミュニケーション能力を向上する。
- (3) いじめの問題や命の大切さを考える活動等を、授業はもとより学校における様々な活動を通して主体的に行う。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもの観察に努めるとともに、学校への報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 学校行事や講演会に積極的に参加し、学校開放期間は来校して、子どもの様子を観察する。
- (3) 悩みを親に相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

(5) いじめの早期発見について

<教職員の取組計画>

- (1) 連携の構築
 - ①保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて中学校や行政等の関係諸機関と連携して問題解決に努める。
 - ②学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）、メール相談、スクールネット@伝えんば長崎 等）について周知・広報を行う。
- (2) 校内活動
 - ①挨拶週間の立番指導、昼休み時間における校内巡視により、生徒の表情や様子を観察し、問題の早期発見に努める。
 - ②指導や相談の内容については詳細に記録を作成する。
- (3) 検査、調査
 - ①1・2年次のテストバッテリーM2+検査の他、学期初めに加え、必要に応じて「こころのアンケート」（いじめ・悩み調査）を実施する。
- (4) 相談体制の整備
 - ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教委の派遣制度等を活用する）
 - ②カウンセラー室の利用を促進するために当番を全職員で分担する。

<生徒の取組計画>

- (1) 学級活動、班別活動の活性化により、人間関係の円滑化を図るとともに対人関係への苦手意識を軽減し、早めに相談できる環境をつくる。
- (2) 部活動に積極的に参加することにより、交友関係を通じて早めに相談できる環境をつくる。
- (3) 保護者や先生以外にも相談できる機関や窓口があることを理解しておく。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもの観察に努めるとともに学校への報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 学校行事や講演会に積極的に参加し、学校開放期間は来校して、子どもの様子を観察する。
- (3) 悩みを親に相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

(6) いじめに対する措置について

<教職員の取組計画>

- (1) 複数の教職員による速やかな事実確認を行い、いじめ対策委員会を開催して解決を図る。
- (2) 被害生徒・保護者への保護・支援に努めるとともに、保護者・関係機関への報告・連絡・相談を密にする。
- (3) 加害生徒に対して毅然とした指導をするとともに、保護者への助言を行い、保護者・関係機関への報告・連絡・調整を密にする。
- (4) 加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを自覚させる、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導していく。
- (5) 個人情報を適切に管理する。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教委および警察署等と連携して対処する。
- (7) 進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を利用して確実に情報の引継ぎを行う。

<生徒の取組計画>

- (1) 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」、「お互いに助け合う」という雰囲気づくりに努める。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもをいじめから守り抜く姿勢を保持する。
- (2) 自分の子どもにいじめをさせない意思表示をする。
- (3) 子どもの変容を把握し、学校や関係機関との早期相談、連携に努める。

(7) 上五島高校いじめ防止基本方針

- (1) 「いじめ」は人権侵害であり、絶対に許されない行為です。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、いじめた生徒も含めて、すべての生徒が明るく元気な学校生活を送ることができるよう、問題の解決に努めます。
- (2) 「いじめ」の未然防止のために、人間関係や環境づくりに努めます。
- (3) 「いじめ」の早期発見と予防のために、相談の機会を多く持ちます。
- (4) 「いじめ」が発生した場合には、誠実に毅然として対処します。
- (5) 「いじめ」に関する教職員の感性と対応力を向上させます。

※付則 この方針は令和元年9月1日から施行する。